

## 5. (8) 地域区分①

### 概要

出典：厚生労働省HP「第239回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料掲載資料」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37407.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html)  
※本資料は標記会議資料のうちサービスごとに該当する部分を抜粋したものです。

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げるることを認める。

i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。

ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。（新設）

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。（新設）

（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内ののみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

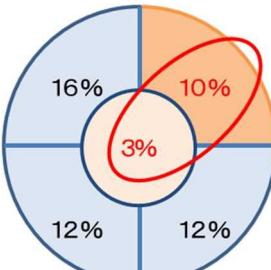
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

（※2）

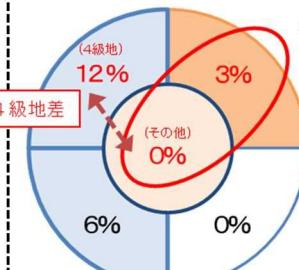
平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

#### 【ア i に該当する事例】



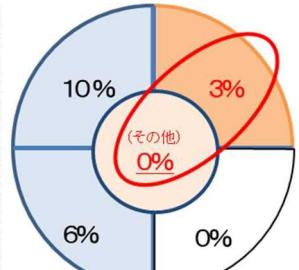
○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合  
⇒ 6%又は10%を選択可

#### 【ア ii に該当する事例】



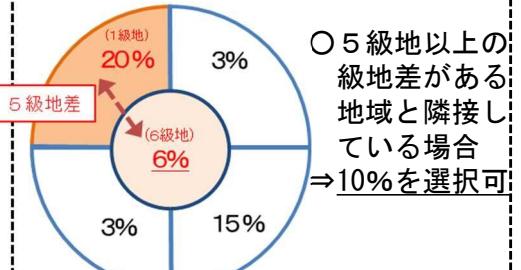
○その他(0%)地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合  
⇒ 3%を選択可

#### 【ア iii に該当する事例】新設



○その他(0%)の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分(0%)とは単一の隣接となっている場合  
⇒ 3%を選択可

#### 【イ に該当する事例】新設



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合  
⇒ 10%を選択可

# 5. (8) 地域区分②

(別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

自治体 : 1,741(R5.12.1現在)

上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 ※※※ 浦安市(4) 東京都 八王子市 武藏野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋市 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 八王子市 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 昭島市 ふじみ野市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 ※ 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 栄町 東京都 福生市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 神奈川県 平塚市 神戸市	兵庫県 尼崎市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 府中町 宇都宮市 福岡市 新座市 川越市 行田市 所沢市 飯能市 愛知県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 ※ 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 愛知県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 ※ 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 千葉県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	東京都 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 奥多摩町 泉佐野市 檜原村 富田林市 神奈川県 秦野市 大磯町 二宮町 羽曳野市 藤井寺市 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 島本町 豊能町 能勢町 愛知県 岡崎市 加須市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 安城市 西尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 津市 四日市市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 京都府 宇治市 龜岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 ※ 大山崎町(7) 精華町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 笠間市 和泉市 柏原市 二宮町 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 岡崎市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 西尾市 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 尾張旭市(7) 岩倉市(7) 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 弥富市 あま市 長久手市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 長久手市 太宰府市 福津市 糸島市 蟹江町 豊山村 飛島村 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 龜山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 龜岡市 城陽市(7) 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 ※ 大山崎町(7) 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 石川県 常総市 笠間市 ひたちなか市 福井県 那珂市 筑西市 坂東市 稻敷市 甲府市 南アルプス市(他) ※※ 南部町(他) 長野県 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 板木県 板木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 稲沢市 尾張旭市(7) 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 藤枝市 御殿場市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 ※※ 南足柄市(他) 山北町 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 南アルプス市(他) ※※ 南部町(他) 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 美濃加茂市(他) 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 東員町 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 玉村町 埼玉県 長沼市 野洲市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 福美町 播磨町	愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 東海市 宇陀市 大府市 知多市 高浜市 田原市 大口町 扶桑町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 河野町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	奈良県 ※ 大和高田市(6) その他の地域
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1303)				

\* この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

\* 赤字は、級地の変更がある市町村。(※:ア i の場合、※※:ア iii の場合、※※※:イの場合、※なし:経過措置・激変緩和措置等)

\* 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。